

「冬の南東北遊湯フリークーポン」が適用にならない走行例

東日本高速道路(株)東北支社

各走行の走行区間および時間の判定は、入口料金所および出口料金所の通過をもって行います。

走行の途中で高速道路を降りた場合には、その前後の走行をそれぞれ一走行として判定いたします。

(通行止めによって高速道路を降りることを余儀なくされた場合は除きます。)

本線料金所を通過した場合には、本線料金所を境として別々の走行と判定し、本線料金所がそれぞれの走行の入口料金所または出口料金所となります。

別途料金が必要となる具体的な走行例は、下記からご参照ください。

【首都圏発着プランをご利用の場合】→1ページ以降をご参照ください。

【北関東発着プランをご利用の場合】→5ページ以降をご参照ください。

【周遊プランをご利用の場合】→7ページをご参照ください。

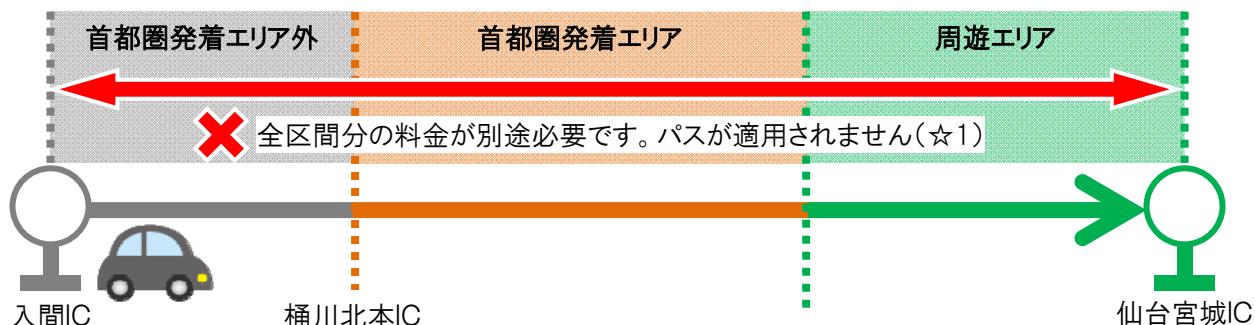
【首都圏発着プランをご利用の場合】

往路

首都圏発着エリア外の料金所から高速道路に乗った場合や、周遊エリア外の料金所まで走行した場合

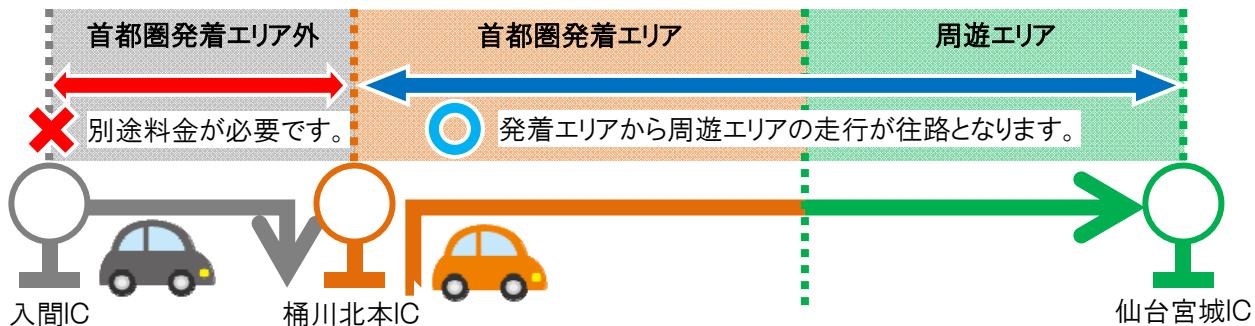
全区間分の通行料金が別途必要です。また、往路として成立しません。

(往路がない場合、その後の走行についてもパスが適用されません。)



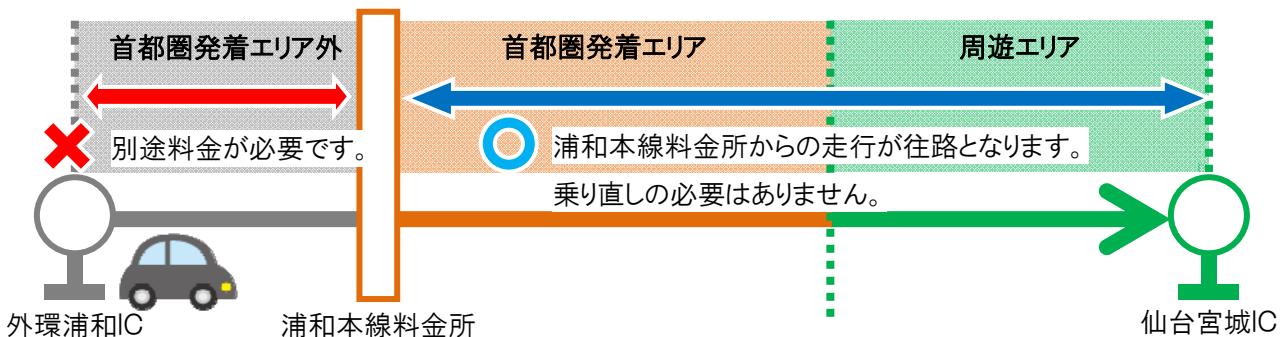
★1. 発着エリア外の料金所から高速道路に乗られるお客さまは、

「発着エリア→周遊エリア」の走行となるよう、発着エリア内の料金所で一旦降り、再度乗り直してください。



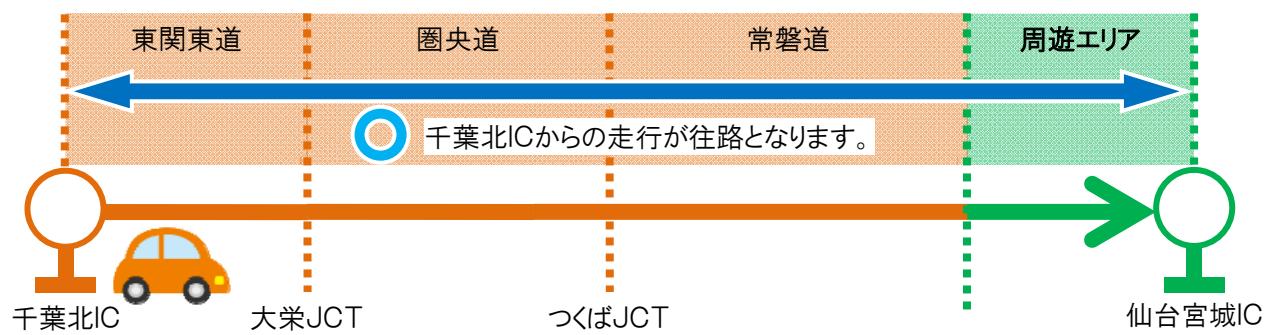
※首都高速道路や外環自動車道から、浦和本線料金所や三郷料金所を経由して、周遊エリアまで走行した場合

浦和本線料金所および三郷料金所は、発着エリア内の料金所ですので、
浦和本線料金所または三郷料金所が往路の出発ICとなり、乗り直しは不要です。
なお、浦和本線料金所や三郷料金所よりも前の走行は、別途料金が必要です。

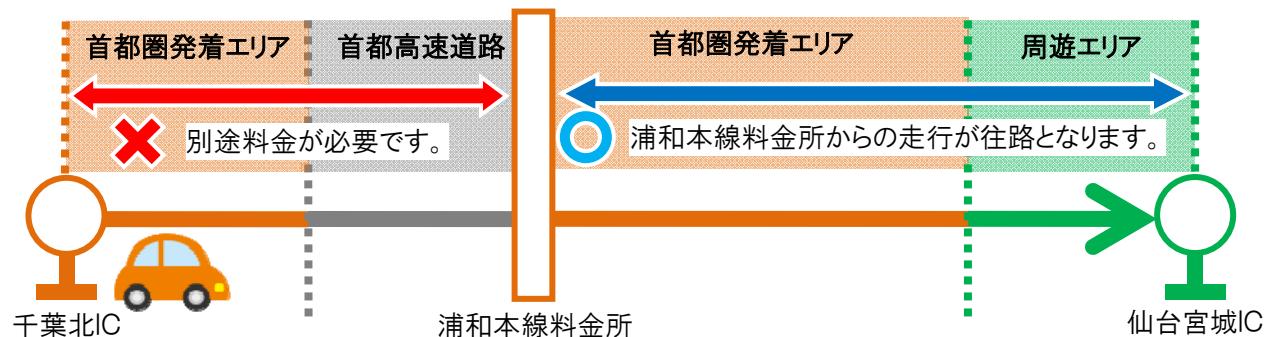


※東関東道・京葉道路・新空港道の首都圏発着エリア内の料金所からご出発されるお客さまは、

圏央道経由で周遊エリアまでお越しください。



東関東道・京葉道路・新空港道の首都圏発着エリア内の料金所から高速道路にお乗りになり、
首都高速道路や外環自動車道を経由して、周遊エリアまでお越しいただいた場合、
浦和本線料金所や三郷料金所よりも前の走行は、別途料金が必要です。



周遊

周遊走行の取り扱いは、7ページの【周遊プランをご利用の場合】の取り扱いと同様です。

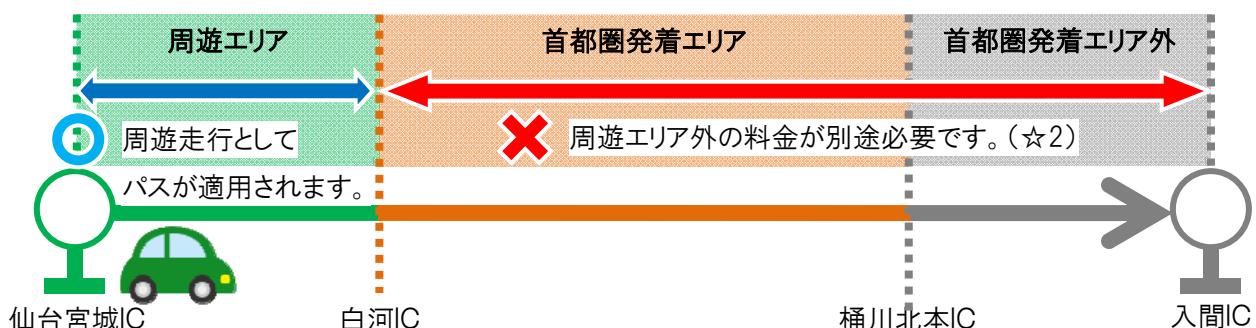
詳細は、【周遊プランをご利用の場合】の項目をご覧ください。

復路

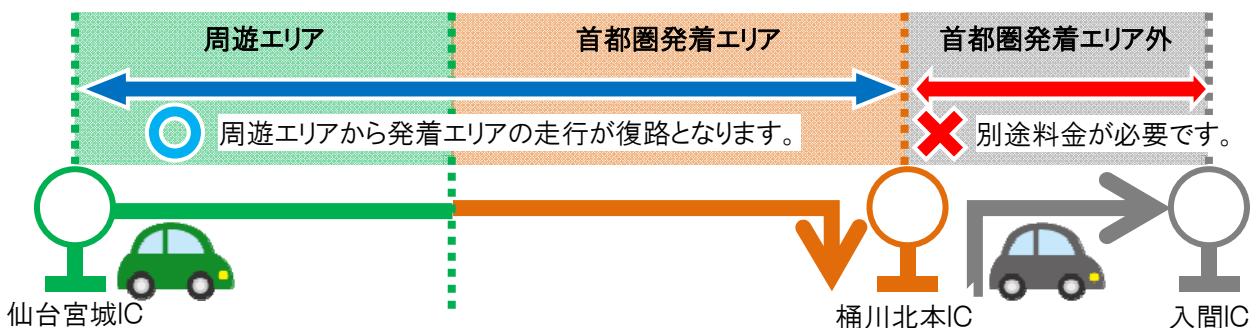
周遊エリア内の料金所から、首都圏発着エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア内の料金所から発着エリア内の料金所までの走行が、復路として成立します。

そのため、この場合は復路として成立せず、周遊エリア外の通行料金が別途必要です。



★2. 発着エリア外の料金所まで走行されるお客様は、「周遊エリア→発着エリア」の走行となるよう、往路と同様に、発着エリア内の料金所にて一旦降り、再度乗り直してください。

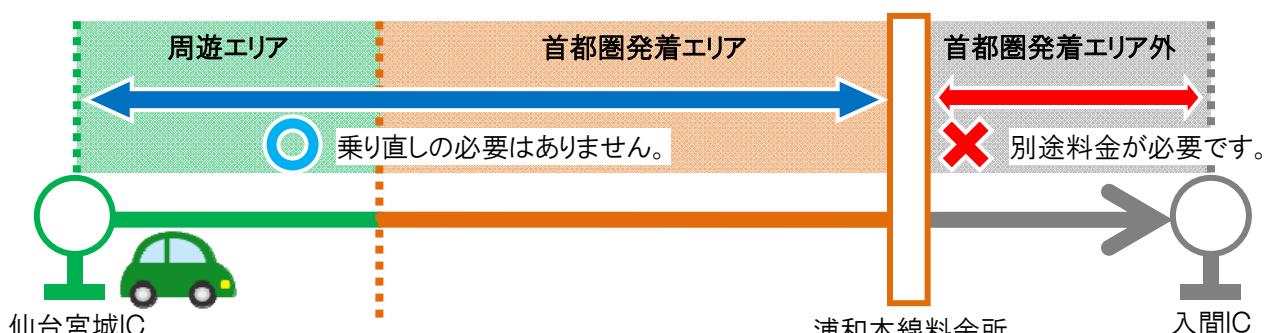


※周遊エリアから、浦和本線料金所や三郷料金所を経由して、首都高速道路や外環自動車道へ走行した場合

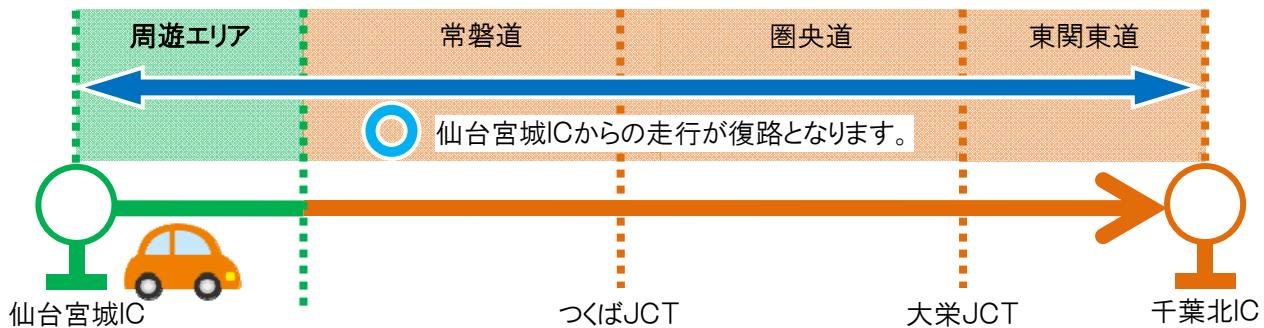
浦和本線料金所および三郷料金所は、発着エリア内の料金所ですので、

浦和本線料金所または三郷料金所が復路の出口ICとなり、乗り直しは不要です。

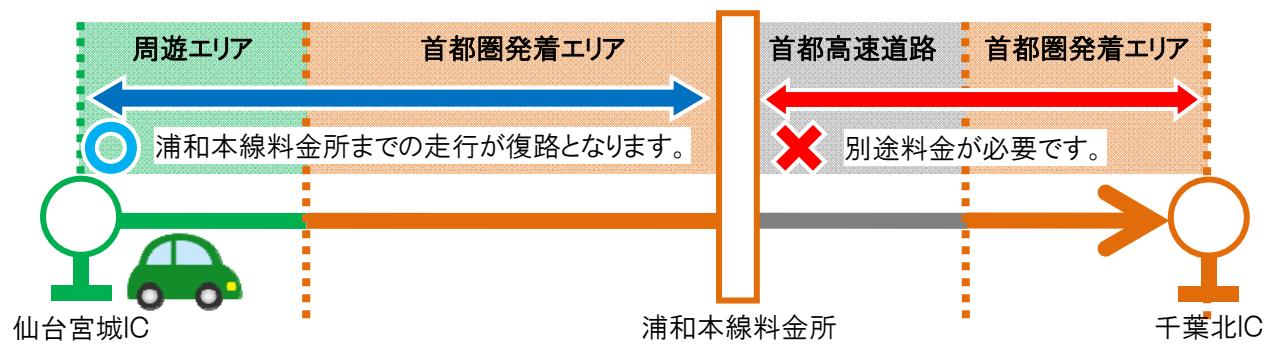
なお、浦和本線料金所や三郷料金所よりも後の走行は、別途料金が必要です。



※東関東道・京葉道路・新空港道の首都圏発着エリア内の料金所までご利用されるお客さまは、
往路と同様に、圏央道経由でお帰りください。



周遊エリア内の料金所から高速道路にお乗りになり、首都高速道路や外環自動車道を経由して、
東関東道・京葉道路・新空港道の首都圏発着エリアまでお帰りいただいた場合、
浦和本線料金所や三郷料金所よりも後の走行は、別途料金が必要です。



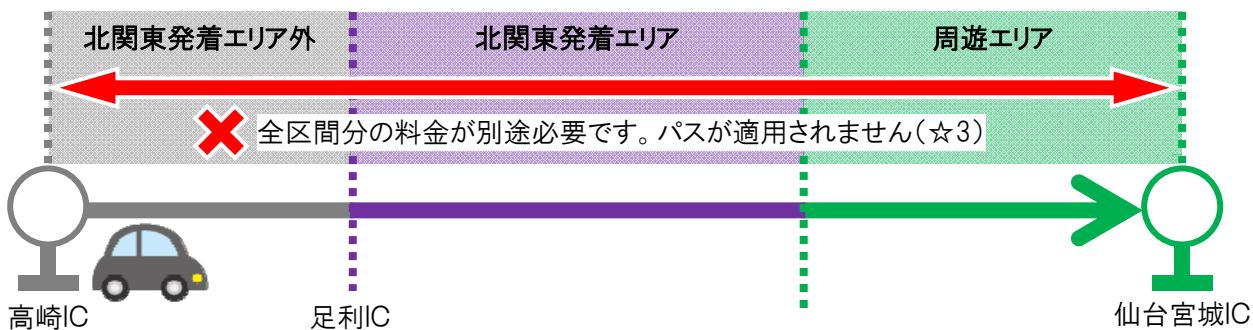
【北関東発着プランをご利用の場合】

往路

北関東発着エリア外の料金所から高速道路に乗った場合や、周遊エリア外の料金所まで走行した場合

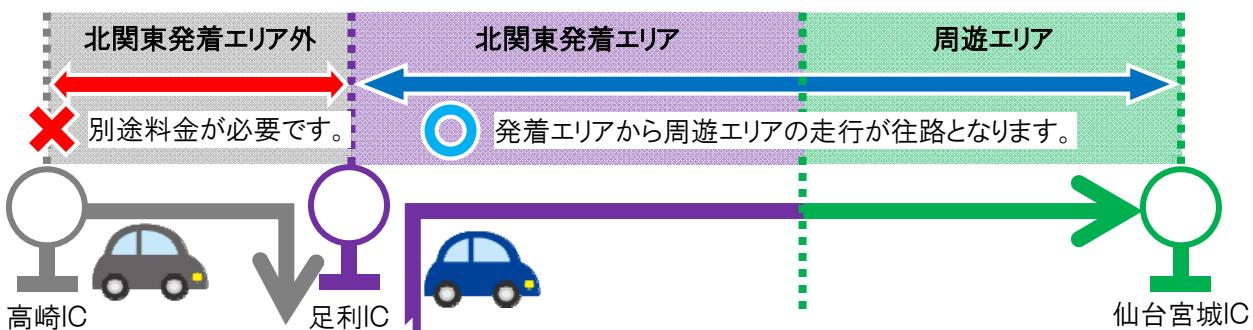
全区間分の通行料金が別途必要です。また、往路として成立しません。

(往路が無い場合、その後の走行についてもバスが適用されません。)



★3. 発着エリア外の料金所から高速道路に乗られるお客様は、

「発着エリア→周遊エリア」の走行となるように、発着エリア内の料金所で一旦降り、再度乗り直してください。



周遊

周遊走行の取り扱いは、7ページの【周遊プランをご利用の場合】の取り扱いと同様です。

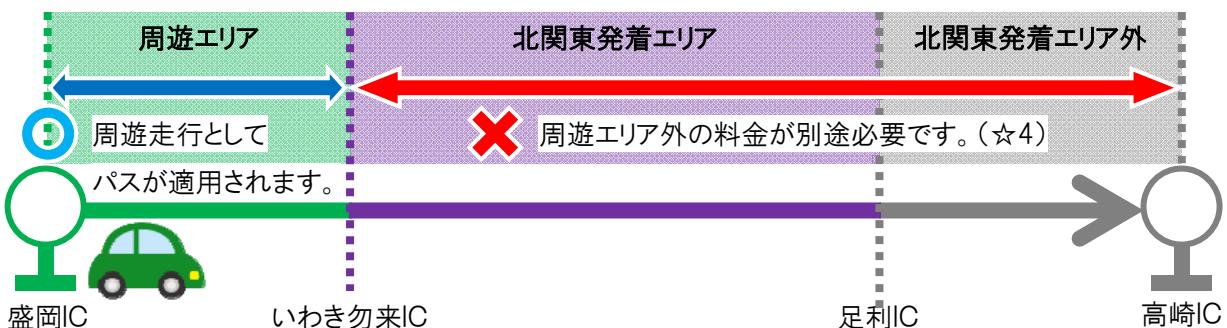
詳細は、【周遊プランをご利用の場合】の項目をご覧ください。

復路

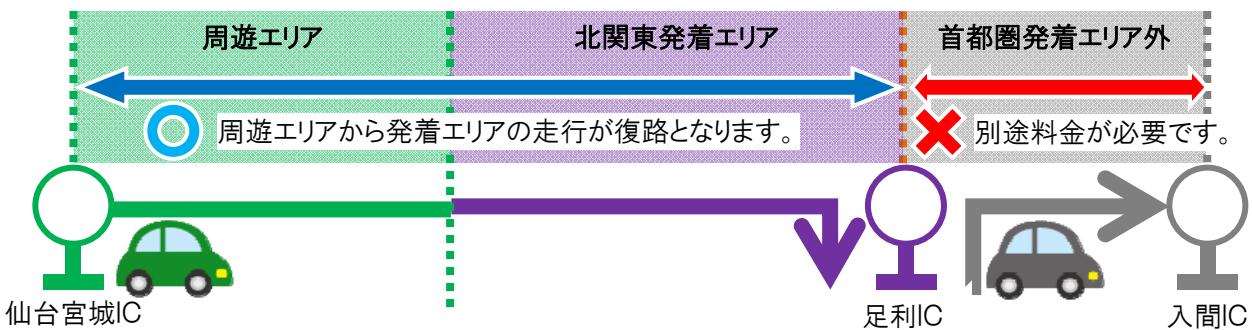
周遊エリア内の料金所から、北関東発着エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア内の料金所から発着エリア内の料金所までの走行が、復路として成立します。

そのため、この場合は復路として成立せず、周遊エリア外の通行料金が別途必要です。



☆4. 発着エリア外の料金所まで走行されるお客様は、「周遊エリア→発着エリア」の走行となるよう、往路と同様に、発着エリア内の料金所にて一旦降り、再度乗り直してください。



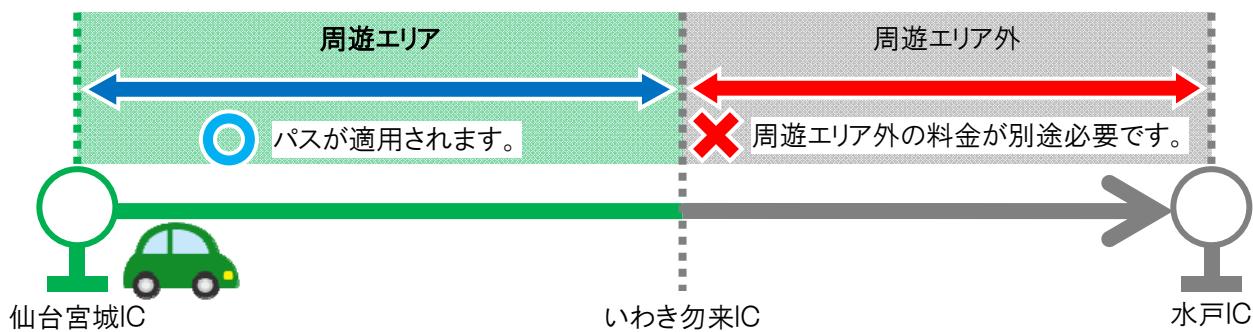
【周遊プランをご利用の場合】

周遊

①周遊エリア内の料金所から、周遊エリア外の料金所まで走行した場合

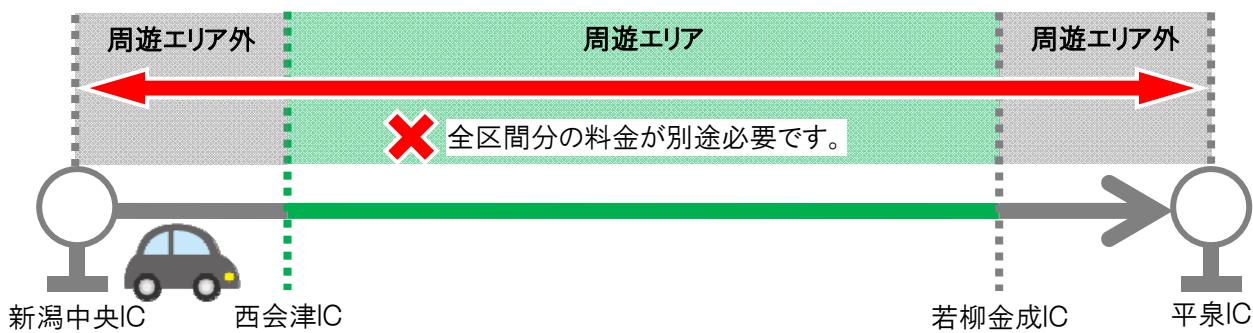
周遊エリア外の走行部分について、別途料金が発生します。

(周遊エリアと周遊エリア外との境界部分で一旦降りて乗り直す必要はありません。)



②周遊エリア外の料金所から、周遊エリアを通過して周遊エリア外の料金所まで走行した場合

周遊エリア部分の走行を含め、全区間分の通行料金が別途必要です。



③周遊エリア外の料金所から、周遊エリア内の料金所まで走行した場合

周遊エリア外の走行部分について、別途料金が発生します。

(周遊エリアと周遊エリア外との境界部分で一旦降りて乗り直す必要はありません。)

